

市民が主役

札幌市のまちづくり

— 自治基本条例 —

自治基本条例キャラクター
じっちい

まちづくり応援キャラクター
まっちい

札幌市

知ってる?

どうして自治

以前のまちづくりは、道路や施設などのハード建設に代表されるように、国の主導のもとで、全国一律の基準に基づき行われていました。しかし、急激な少子・高齢化やライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、地域の課題が複雑化し、より住民に近いところでの確かな対応をする必要があることなどから、地方分権が進められることとなりました。

また、これに伴い、自治体が自らの責任と権限で施策を判断し決定することが増え、従前に増して市民の意見をしっかりと把握し、市政に反映させる仕組みが必要となりました。

一方、地域でも、町内会やNPOをはじめとして、自らの力で地域課題を解決しようとする活動が盛んになるなど、まちづくりへの市民の関心も高くなりました。



自治基本条例は、市民憲章が目指す住みよいまちづくりを進めるためのみんなの約束事です。



札幌市民憲章

わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

- 1章：元気でたらし、豊かなまちにしましょう。
- 2章：空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。
- 3章：きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。
- 4章：未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。
- 5章：世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

昭和38年(1963年)11月3日 制定
昭和61年(1986年) 6月6日 一部改正

基本条例はできたの？

そのような中、地域のまちづくりを、「市民が主体となって考え、話し合い、行動する」という「市民自治」の理念の重要性が認識されるようになりました。

その後、全国各地の自治体で、市民自治の理念を基礎とする自治基本条例が制定されるようになり、札幌市においても、2006年（平成18年）10月に「札幌市自治基本条例」を定めました。

札幌市では、この自治基本条例を「まちづくりの最高規範」として、市民自治によるまちづくりを実現するための、様々な取り組みを進めています。



市民も、議員も、市長・職員も。みんなで進めるまちづくり。

情報共有と市民参加を基本とした、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行います。広く市民の声を聴き、市政の運営に反映させます。



市長・職員

みんなが自分の役割を果たして、協力しながらまちづくりを進めます。



議員
(議会)



市民がまちづくりの主体であることを認識し、まちづくりへの参加に努めます。互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。

市の意思決定機関かつ行政を監視する機関としての機能の充実強化や、開かれた議会運営に努めます。



知ってる?

自治基本

「市民自治によるまちづくり」を進めるためのルール

自分たちのまちのことは、住んでいる人が一番よく分かります。だから、市民一人ひとりがまちづくりに参加し「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、話し合い、みんなの力で行動して解決していく。」

それが「市民自治によるまちづくり」です。自治基本条例には、市民自治によるまちづくりを進めていくための基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民が参加する仕組みなどが定められています。



まちづくりには
市民参加が
必要です!!

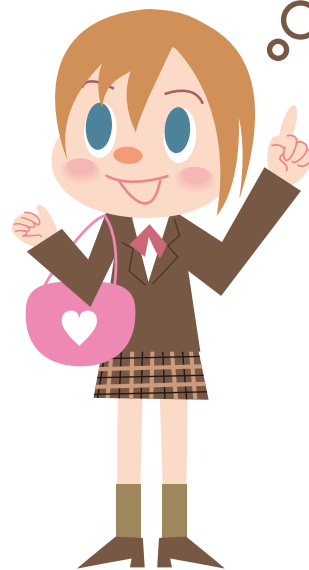
安全に安心して
暮らせるまちに
したい!



快適な生活環境を
つくりたい!



子どももお年寄りも
明るくて元気な
まちにしたい!



基本理念

- 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。
- 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。
 - 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

条例って何？



自治基本条例の重要ポイントは…

市民の皆さんの力を活かしてまちづくり ～情報共有と市民参加～

情報共有

「市ではどのようなことが行なわれているのか。」「何が問題なのか。」などの情報を共有することが大切！

市民参加

身近な地域のまちづくりへの参加
身近な地域で行なわれている、地域をより良くしていく活動に参加していくことが大切！

市政への参加

市の政策などに、意見や提案を出していくことが大切！



まちづくりとは…

快適な生活環境や地域の安全安心など、市民の皆さんが暮らしやすいまちにしていくための活動全般を「まちづくり」といいます。

道路や公園などの施設を整備するハード面の活動だけでなく、防犯・防災活動、高齢者や子どもの見守り、ごみ拾い、地域住民の交流といったソフト面の活動も含まれます。身近な地域で行われている活動に参加することも、市政に意見や提案をすることも、「まちづくりへの参加」です。

まちづくりの基本原則

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。

この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。